

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年6月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	西の向池地区	平成18年3月24日
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	丸井南地区	平成18年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	西之谷地区	平成17年10月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	池之内地区	平成18年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	塩塚地区	平成18年3月20日
観音寺市大野原町花稻土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	東三島地区	平成18年3月24日
三豊郡大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	下萩原地区	平成18年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	安井東地区	平成18年3月10日
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大造地区	平成18年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	高尾地区	平成18年2月28日